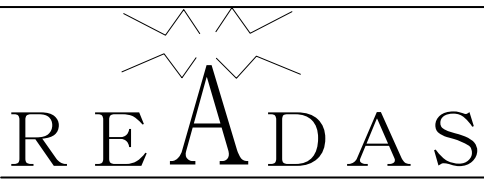


第 4686 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月12日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却費の改正

Q：この確定申告から、減価償却の取扱いが改正になっているとか。どのようなのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法について、250%定率法から200%定率法に改正されています。

200%定率法とは、定額法の償却率（1／耐用年数）を2倍した数を定率法の率とするもので、これにより計算した減価償却費が一定の金額を下回るようになった場合は、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算する方法をいいます。

なお、この改正には次の2つの経過措置が設けられています。

- ①平成23年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産については、改正前の250%定率法が適用できます。
- ②平成24年分において有する減価償却資産につき、250%定率法を適用している場合でも、平成24年分の確定申告期限までに届出をすれば、平成24年分又は平成25年分以後の年分は200%償却で償却することが認められます。

なお、定率法を適用している場合、平成24年3月31日以前に取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に行った資本的支出は一つの減価償却資産とすることができず、別々に減価償却費を計算することになります。

